

令和8年4月1日から自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入

自転車等に対する交通反則通告制度

(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に (法第125条及び別表第2関係)

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

取り締まりの対象年齢は **16歳以上!**

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。

※対象となる違反はこの紙面の右端をご覧ください。

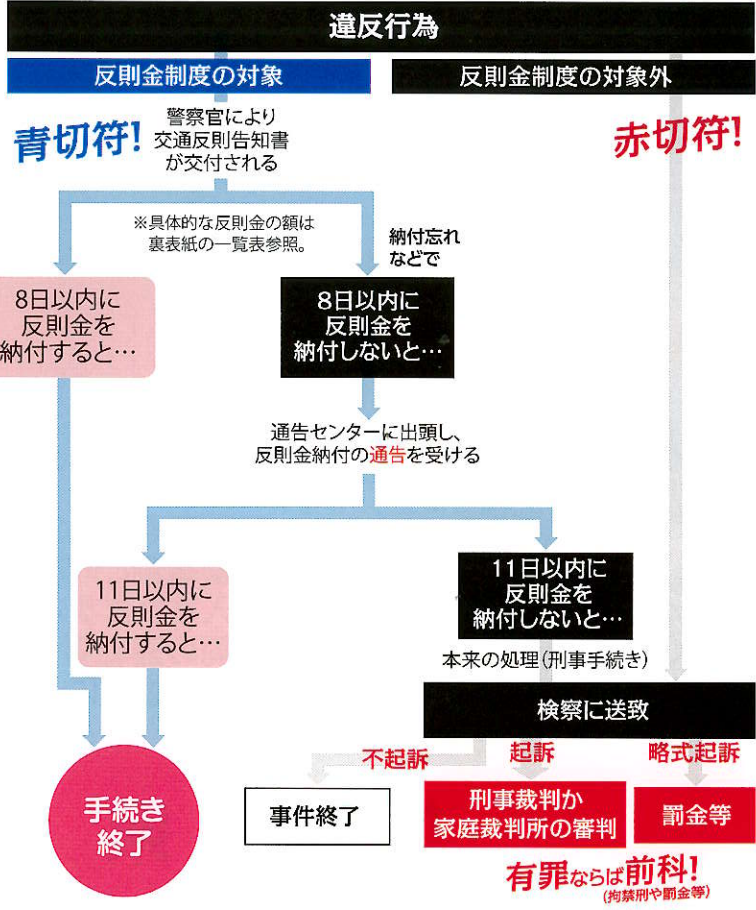


取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所で重点的に実施されます。

走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

交通反則通告制度

(反則金制度)



違反行為のうち信号無視や一時不停止など比較的軽いものを「反則行為」といい、それら反則行為をした場合は一定期間内に「反則金(罰金ではない)」を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を経ずに事件が処理されます。

飲酒運転など悪質・危険性の高い違反行為は「反則行為」にはあらず、この制度は適用されません。したがって刑事裁判等の対象となります。

一定の危険な行為「自転車危険行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと...

「自転車運転者講習」の受講が命じられます!

命令を受けてから、3カ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金!!



講習は3時間(有料)
※違反した受講者の特性に応じた個別指導を含むものです。

受講義務の対象となる自転車危険行為の概要

※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

2 通行禁止道路(場所)の通行
法第8条第1項違反

※警察署長の許可を得た場合は除きます。

3 通行が認められ(許可)されている歩行者用道路での歩行者妨害
法第9条違反

1 信号無視
法第7条違反

4 歩道通行や、車道の右側通行等
法第17条第1項、第4項又は第6項違反

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反となります。

5 路側帯での歩行者の通行妨害
法第17条の3第2項違反

6 遮断踏切への立ち入り
法第33条第2項違反

7 信号のない交差点等での優先車両(左方車・優先道路車)の通行妨害等
法第36条違反

8 右折時における直進車や左折車への通行妨害
法第37条違反

9 環状交差点での安全進行義務違反等
法第37条の2違反

10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
法第43条違反

11 歩道での歩行者妨害等
法第63条の4第2項違反

12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転
法第63条の9第1項違反

13 酒気帯び運転等
法第65条第1項違反

14 安全運転義務違反
法第70条違反

※ハンドルやブレーキをしっかりと操作せず、他人に危険を及ぼした場合

15 携帯電話使用等
法第71条第5号の5違反

16 妨害運転
法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号違反

